

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸市小児救急医療事業団）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ウ 自主事業に係る会計処理を適正に行うべきものの 急病センターでは、センター開設当初から待合室におむつの自動販売機を市が設置し、指定管理者が1枚100円（税込み）で販売を行っているが、指定管理業務であるか自主事業であるか、協定書上で明確にされていなかった。 帳簿等を確認し、神戸市所管局、指定管理者に聞き取りをしたところ、販売用のおむつは、指定管理者が指定管理料で購入（令和4年度支出額8,712円）している一方、おむつの売上収入は、指定管理者である法人の収入として、指定管理料の精算の対象から除外する「精算対象外収入」に計上（令和4年度収入額5,600円）されていた。 神戸市所管局は、指定管理の業務とするかを判断し、必要な手続きを行ったうえで、適正に処理すべきである。	令和5年度精算時に、指定管理料で購入したおむつ購入費164,620円（平成28年度～令和4年度＜7年分※文書保存期間＞）を事業団より返還済。 令和5年度以降の指定管理料精算時は、おむつ購入費は精算対象外（事業団負担事業費）としている。	措置済